

パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書 (いわゆる「パンデミック条約」)作成の経緯

新型インフルエンザ等対策推進会議(第15回)
(令和6年12月4日)

資料6

令和6年(2024年)11月
外務省国際保健戦略官室

2020年
11月
2021年
1月

G20リヤド・サミットにおいて、ミシェル欧州理事会議長が条約の必要性に初めて言及

WHO執行理事会においてEUが法的拘束力を伴う条約(注1)の作成を提案

- ✓ 従来、保健に関する国際的なルールとしては、WHO憲章の下、国際保健規則(IHR)(注2)が存在。新型コロナの教訓を踏まえ、IHRを補完する形で、将来のパンデミックを予防し、またパンデミックが発生した際に迅速・実効的に対応するための基盤となる新たな条約の作成が提案された。

注1:WHOとしては、たばこ規制枠組条約(2005年発効)に続き、2つ目の条約となる可能性がある。

注2:国際保健規則(International Health Regulations):国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とする規則

5月

第74回WHO総会

- ✓ パンデミックのPPRに関する法的文書を作成することの利益について評価作業を行い、同年11月のWHO特別総会で、政府間プロセスの開始を目指して評価作業結果を検討することを決定。

11月

WHO特別総会

- ✓ 法的文書の交渉のため政府間交渉会議(Intergovernmental Negotiating Body:INB)を設置し、第77回WHO総会(2024年5月)に成果物(「パンデミック条約」)を提出すること等を決定。



2022年2月～2024年5月まで、INBは計9回交渉会議を行ったが、当初期限までに成果物をまとめるに至らず。第77回WHO総会には、5月の交渉会議終了時点の条文草案を提出(公表済み)。

2024年
6月

第77回WHO総会(5月27日～6月1日)

- ✓ 交渉延長を決定
(2025年の第78回WHO総会又はそれより早く、可能な場合には2024年内の特別総会に成果物を提出。)

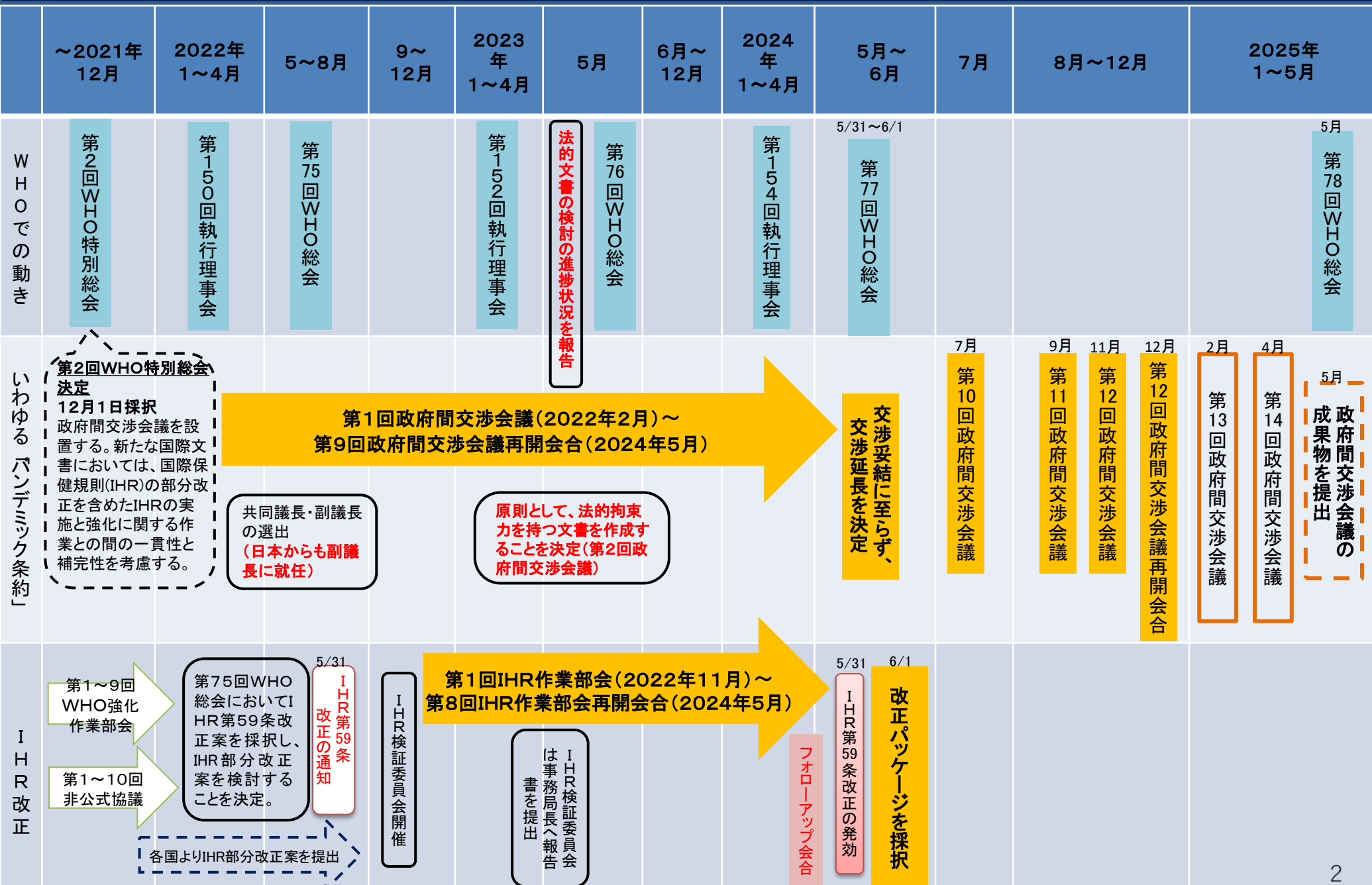


7月、9月、11月、12月、2025年2月、4月にINBによる交渉のための会合。

2025年
5月

第78回WHO総会(交渉期限目標)

これまでの経緯と今後の見通し(令和6年11月時点) ※今後についてはあくまで見通しであり、全てこのとおり進行するとは限らない。



(※第5回IHR作業部会で2024年5月開催の第77回保健総会に改正パッケージを提出することが決定された。)

パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書 （いわゆる「パンデミック条約」）作成のための第12回政府間交渉会議（INB12）結果概要 （2024年11月4日～15日、於：ジュネーブ）

令和6年（2024年）11月18日

外務省国際保健戦略官室

1 会議の概要

※INB: Intergovernmental negotiating body

- 初日の全体会合では、加盟国及びステークホルダーが冒頭発言等を行った。その後の起草グループ会合では、これまで合意が得られていない条文案を中心に、加盟国間で議論が行われた。
- 2024年6月に1年間の交渉延長が決定された際、交渉妥結の目標に関し、可能であれば、（2025年のWHO総会より早く）2024年内にWHO特別総会を開催して交渉の成果物提出を目指すこととされていた。今次会合を踏まえた加盟国の総意は、条文案をまとめるためには引き続き交渉が必要であるというもので、本年内に特別総会が開催されないこととなった。
- 期限内早期の条文交渉妥結を目指し、引き続き議論を重ねることとなった。



左：テドロスWHO事務局長、右：ライアンWHO副事務局長

2 日本の基本方針

- パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）の強化のため、国際的な規範の強化は重要。
 - 交渉を通じて、本条約の内容をPPRの強化にとって真に意味のあるものとし、かつ、主要国を含む多くの国が合意できる普遍性を確保することが重要。
- 上記観点から、国際的な感染症対策の強化のため引き続き建設的に参加・貢献していく。

3 今後の予定

- 2024年12月2日～6日 INB12再開会合
- 2025年の第78回WHO総会又は、可能な場合にはそれよりも早い時期に招集されるWHO特別総会に成果物を提出。